

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	児童福祉施設の設置者に対する改善命令	
根拠法令等及び条項	児童福祉法第46条第3項	
処分基準	根拠条項	児童福祉法第46条第3項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の18の3
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 基準に達しないと認められる児童福祉施設の設置者で、改善の勧告に従わない設置者。</p> <p>2 処分内容 基準に適合するために必要な改善の勧告に従わず、かつ児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずる。</p>	